

広島県文化財保護審議会平成29年度第1回会議議事録

平成29年10月16日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会平成29年度第1回会議議事録

平成29年10月16日(月)午後2時開会

午後4時閉会

1 出席委員(19名)

| | | |
|---------|--------|------------------------------|
| 会長 | 小 都 隆 | (元広島県教育事業団事務局次長(兼)埋蔵文化財調査室長) |
| 会長職務代理者 | 福本 幸夫 | (元広島市安佐動物公園園長) |
| | 安藤 福平 | (元広島県立文書館副館長) |
| | 伊藤 奈保子 | (広島大学大学院准教授) |
| | 上 薊 四郎 | (笠岡市立竹喬美術館館長) |
| | 於保 幸正 | (広島大学名誉教授) |
| | 熊原 康博 | (広島大学大学院准教授) |
| | 佐竹 昭 | (広島大学名誉教授) |
| | 鈴木 康之 | (県立広島大学教授) |
| | 鈴木 理恵 | (広島大学大学院教授) |
| | 太郎良 裕子 | (ノートルダム清心女子大学名誉教授) |
| | 中原 ゆかり | (愛媛大学教授) |
| | 西本 寮子 | (県立広島大学教授) |
| | 林 武 広 | (広島大学名誉教授, 比治山大学教授) |
| | 福田 道宏 | (広島女学院大学准教授) |
| | 藤田 盟児 | (奈良女子大学研究院教授) |
| | 松井 輝昭 | (県立広島大学名誉教授) |
| | 三村 泰臣 | (元広島工業大学教授) |
| | 吉野 由紀夫 | (東和環境科学株式会社顧問) |

2 欠席委員(4名)

| | |
|---------|-----------------|
| 迫 垣 内 裕 | (比治山大学短期大学部教授) |
| 竹 下 俊 治 | (広島大学大学院教授) |
| 棚 橋 久美子 | (広島国際学院大学非常勤講師) |
| 濱 田 宣 | (徳島文理大学教授) |

3 出席職員

| | |
|-------|-----------------------|
| 佐藤 隆吉 | (広島県教育委員会事務局教育次長) |
| 加藤 謙 | (広島県教育委員会事務局管理部文化財課長) |

広島県文化財保護審議会平成 29 年度第 1 回会議日程

日 時 平成 29 年 10 月 16 日 (月) 午後 2 時～午後 4 時
場 所 広島県庁本館 601 会議室

1 開会

2 議題

- (1) 広島県重要文化財の指定について
- (2) 広島県重要文化財の指定の諮問について

3 報告

- (1) 文化財の部会審議状況について
- (2) 文化財の現地調査状況について
- (3) 文化財の指定等について

- 会長 : ただ今から、広島県文化財保護審議会を開会いたします。
- 本日の御出席の委員は、19名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。
- では、事務局から御挨拶を頂きます。
- 教育次長 : 教育次長の佐藤でございます。本来であれば、教育長が出席するところでございますが、どうしても抜けられない用務がございまして、出席ができません。私のほうが挨拶をさせていただきます。
- 文化財保護審議会の皆様方におかれましては、大変お忙しい時期にもかかわらず、また、雨天にもかかわらず、この会議に御出席を賜り、誠にありがとうございます。
- さて、本年5月、文部科学大臣が、これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策について国の文化審議会に諮問し、この8月に中間まとめが公表されたところがございます。
- この中間まとめでは、危機に瀕した文化財を地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承するため、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用や個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充などの方策が示され、今後、国において、具体的な施策の検討や文化財保護法の改正なども含む文化財保護制度の見直しがなされることとなっております。
- 県教育委員会といたしましては、このような国における検討、見直しについて情報収集に努める一方で、現在行っております、文化財の指定、保存修理に対する補助、文化財の公開、更に文化財を取り扱う学芸員の採用と育成などを通して、文化財の適切な保存を確実に推進するとともに、その成果の公開、活用を図ってまいりたいと考えております。
- 文化財保護委員会の委員の皆様におかれましては、このような教育委員会の取組に対し、それぞれの御専門のお立場から、御指導・御助言を賜りますよう、よろしく願います。
- さて、本日は、前回の総会で諮問させていただきました、広島県重要文化財の指定について御審議をいただくほか、新たに1件の広島県重要文化財の指定の諮問をさせていただきますことなどを予定しております。
- 長時間となりますが、委員の皆様には、十分な御審議を頂きますようお願いいたします。
- 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- 会長 : ありがとうございます。
- 文化財課長 : 申し訳ありませんが、佐藤は緊急の用務のため、ここで席を外させていただきます。御了承ください。
- 教育次長 : どうぞよろしくお願いいたします。
- (教育次長退席)
- 会長 : 今回の会議は、今年度最初の会議であるとともに、現在の委員の任期中では最後の会議になる予定です。このため、会議に先立ち、事務局から審議会の概要及び今後の対応について御説明をお願いします。
- 文化財課長 : 資料番号6を御覧ください。審議会の概要と今後の対応について御説明します。
- 広島県文化財保護審議会は、文化財保護法第190条及び広島県文化財保護審議会条例を根拠として設置されています。設置目的及び任務につきましては、広島県教育委員会の諮問に応じて、審議会の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して広島県教育委員会に建議することとなっております。
- 委員の定数は25人以内、現在の委員数は23人となっております。
- 委員の任期は2年で、今期は今年の12月31日をもって終了します。
- 主な諮問内容としましては、文化財の指定、あるいは国指定・県指定文化財に係る現状変更及び保存修理等についてです。
- 部会構成及び所管事務につきまして、(1)常任部会、(2)特別部会があります。常

任部会は、文化財の種類に応じた 10 部会を設置しています。特別部会は、国宝・重要文化財を多数所有し、島全体が特別史跡・特別名勝に指定されている厳島を対象にした厳島特別部会を設置しています。

なお、昨年の会議で説明させていただきましたが、常任部会につきましては、分類が非常に細かく、毎年ほとんど活動機会のない部会があります。このため、次回、平成 30 年 1 月 1 日からの委員の選任に合わせて、常任部会再編案のとおり、類似した文化財を取り扱う部会を六つに統合し、効果的・効率的な運営を促進したいと考えております。

また、委員数につきましても、従来は 25 名で定員と同数でしたが、前回の委員改選時に 23 名としました。次回改選時には 2 名減の 21 名とし、最終的には、次々回の改選時に 20 名まで減らすよう考えております。これも、常任部会の再編と連動して実施する予定です。

委員の全体数は減少しますが、再編後の常任部会の人数はおおむね増加し、現状よりも、より多角的な見地からの調査審議が可能となると考えております。また、細かい動きにも対応できる審議会となるのではないかと期待しております。

説明は以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

会長 : ないようですので、事務局において事務を進めてください。

会議の公開について

会長 : 次に、会議の公開について取り決めを行いたいと思います。
事務局から説明してください。

文化財課課長代理 : 資料番号 9 の広島県教育委員会で所管する附属機関等の会議の公開に関する規則を御覧ください。

会議の公開について、教育委員会では、所管する附属機関等の会議の審議過程等を公開することによって透明性の向上を図り、開かれた教育行政を推進するため、平成 13 年にこの規則を制定いたしました。広島県文化財保護審議会は、この規則の第 1 条にいう、「附属機関等」に該当します。

この規則の第 2 条第 1 項本文は、「会議は公開するものとする」としております。

一方、例外的に非公開とする場合がございます。この規則の第 2 条第 1 項第 1 号の「広島県情報公開条例第 10 条に規定する開示情報が含まれる事項を議事とする会議及び」、第 2 号の「公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議」、の「いずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする」としております。

「広島県情報公開条例第 10 条に規定する不開示情報」とは、例えば、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、もしくは識別され得るもの、公にすることにより、なお個人又は法人の権利、利益を害するおそれがあるものこと、公にしないとの条件で任意に提供を受けた情報などでございます。

次に、この規則の第 2 条第 2 項は、「会議の公開」は「傍聴」か「議事録の閲覧」の「いずれかの方法により行うもの」としております。この審議会では、これまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の両方を組み合わせて会議の公開を行ってきております。

更に、この規則の第 2 条第 3 項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開とすること」の決定は当該附属機関が行うもの」とするとしております。

なお、この規則の第 3 条から第 6 条までは、会議の傍聴について定めております。

本日、傍聴希望の方はありませんので、念のため申し添えさせていただきます。
以上でございます。

会長 : ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることとしたいと思っております。

ただし、「会議次第（詳細版）」の事項のうち、2の「議題」の(1)の「広島県重要文化財の指定について」は、指定が適当であるところの審議会が広島県教育委員会に答申しても、教育委員会の会議で決定をするまでは、調査審議中の案件です。

同様に、(2)の「広島県重要文化財の指定の諮問について」は、本日諮問を受けてから調査を行う案件であり、会議を公開することにより事前に調査物件が公になると、公正な調査審議に支障が生じるおそれがあります。

また、3の「報告」の(1)のイは、調査審議継続中の案件です。

同様に、(2)のオについても建造物部会において調査審議中の案件、(3)のウについても国において調査審議中の案件であると、事務局から報告を受けています。

更に、(2)のカにつきましては、県が個人から公にしないとの条件で任意に提供を受けた情報に基づく現地調査であり、会議を公開することにより関係者に不利益を及ぼすおそれがあると、事務局から報告を受けています。

そして、(2)のキにつきましては、会議を公開することにより所有者である法人又は関係する個人に不利益を及ぼすおそれがあると、事務局から報告を受けております。

したがって、「会議次第」の2の「議題」の全て並びに3の「報告」の(1)のイ、(2)のオ・カ・キ及び(3)のウについては、非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会長 : それでは、「会議次第」の2の「議題」の(1)の「広島県重要文化財の指定について」及び(2)の「広島県重要文化財の指定の諮問について」、3の(1)「文化財の部会審議状況について」のイ、(2)のオ、カ、キ及び(3)のウについては、非公開とします。

したがって、今後の会議は、まず、3の「報告」の(1)のア、(2)のア～エ、(3)のア・イを公開で行い、その後、非公開案件として、2の「議題」、3の「報告」の(1)のイ、(2)のオ～キ、(3)のウの順番で、進めていくことといたします。

3 報告 (1) 文化財の部会審議状況について

会長 : ただ今から、議事を再開します。

それでは、3の「報告」の(1)の「文化財の部会審議状況について」に入ります。アの埋蔵文化財部会の審議状況について、埋蔵文化財部会長から説明してください。

鈴木（康）埋蔵文化財部会長 : 資料番号の3を御覧ください。埋蔵文化財部会の審議状況について御報告します。

三次市教育委員会及び府中市教育委員会から譲与申請があった出土文化財の譲与について審議いたしました。

まず、(ア)の門田敦盛第2・3・4号古墳出土文化財について御説明します。

三次市教育委員会から譲与申請があった、門田敦盛第2・3・4号古墳出土文化財、須恵器37点、土師器1点、鉄製品79点について、県が保有すべき出土文化財に当たるかどうか、広島県教育委員会から諮問があり、埋蔵文化財部会で審議いたしました。

dの「会議」を御覧ください。3月10日に会議を開催し、(b)のとおり、当該出土文化財は三次市が一括して保存することが望ましいと考えられるため、県が保有し続けるべき文化財には当たらない旨答申しました。なお、会議において、譲与後の出土文化財のより一層の活用が行われるよう管理体制の改善に努めることを求める意見がありましたので、その旨通知に加えています。

続いて、eの「部会後の状況」を御覧ください。事務局では、平成29年3月31日付けで三次市教育委員会に対し、当該出土文化財を譲与する旨決定し、その旨を通知しています。当該出土文化財は、既に三次市教育委員会において保管されていることから、現物の移動はなく、譲与の手続は終了しています。

2ページを御覧ください。次に、(イ)の備後国府跡（ツジN地区）出土文化財について御説明します。

府中市教育委員会から譲与申請があった、備後国府跡（ツジN地区）出土文化

財、コンテナ647箱について、県が保有する出土文化財に当たるかどうか、広島県教育委員会から諮問があり、埋蔵文化財部会で審議いたしました。

dの「会議」を御覧ください。8月22日に会議を開催し、(b)のとおり、当該出土文化財は府中市が一括して保存することが望ましいと考えられるため、県が保有し続けるべき文化財には当たらない旨答申しました。

eの「部会後の状況」を御覧ください。事務局では、平成29年9月7日付けで府中市教育委員会に対し、当該出土文化財を譲与することを決定し、その旨を通知しています。当該出土文化財は既に府中市教育委員会において保管されていることから、現物の移動はなく、譲与の手続は終了しております。

御報告は以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

3 報告 (2) 文化財の現地調査状況について

会長 : ないようでしたら、次に、(2)の「文化財の現地調査状況について」、事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号4の1ページを御覧ください。

まず、アの「県重要文化財『神輿』の墨書の調査」について御説明します。

(エ)の「経緯」のaにありますように、この神輿は平成28年度から全面的な保存修理を実施しました。bにありますように、修理過程で神輿を全解体した際、神輿内部の部材から、これまで未確認のものを含む多数の墨書が確認されましたので、この機会に、近世文書にお詳しい佐竹委員、鈴木理恵委員、棚橋委員の3名による現地調査を行い、記録及び翻刻を行うための指導助言を受けることとしました。

(オ)の「調査結果」にありますとおり、全ての墨書を調査し、翻刻案の検討などを行いました。

(カ)の「調査後の状況」にありますように、事務局において所有者である須佐神社の関係者等にも聴取を行った後、現地調査を行った委員に指導助言を頂き、調査記録をまとめております。

次に、2ページを御覧ください。イの「県天然記念物『吉田のギンモクセイ』及び『御調八幡宮の社叢』の管理」について御説明いたします。

(エ)の「経緯」にありますように、それぞれの所有者が、当該天然記念物の周囲の家屋等への影響を懸念しており、当該天然記念物の管理について広島県文化財保審議会委員の指導を希望しました。これを受けて、三原市教育委員会から広島県文化財保審議会委員の派遣依頼が提出されたため、天然記念物部会の植物生態学を専門とする竹下委員、吉野委員とともに現地調査を行いました。

(オ)の「調査結果」にありますとおり、それぞれの県天然記念物の状況や、管理のための方策等についての御意見を頂きました。

(カ)の「調査後の状況」にありますように、当該天然記念物については、三原市教育委員会が定期的に経過を観察していますが、これまでのところ、特に所有者における対応等はないとのこと。文化財課としましては、引き続き、三原市教育委員会と連携し、状況の把握に努めていきます。

続きまして、4ページを御覧ください。ウの「県天然記念物『良神社のクスノキ群』の管理」について御説明いたします。

「良神社のクスノキ群」については、指定範囲にかかる参道敷石の修復計画があり、崩壊のおそれがある拝殿西側の石垣も指定範囲にかかるため、天然記念物部会の植物生態学を専門とする竹下委員・吉野委員とともに現地調査を行いました。

(オ)の「調査結果」にありますとおり、根に影響を与えないように修復を行うことなどの意見を頂きました。

(カ)の「調査後の状況」にありますように、参道敷石を修復するための現状変

更の申請が今後提出される予定です。

最後に、5ページを御覧ください。エの「鞆港湾施設における雁木の復元・整備」について御説明いたします。この案件については、写真で御説明します。

(写真映写・説明)

以上でございます。

会長 : 現地調査につきまして、4件の報告がありました。御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

3 報告 (3) 文化財の指定等について

会長 : ないようでしたら、次に、(3)の「文化財の指定等について」、事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号5を御覧ください。

まず、「重要文化財の指定について」、御説明します。

平成29年3月10日に国の文化審議会は、府中市の南宮神社が所有する「木造神像4軀 木造隨身立像11軀」計15軀を、国の重要文化財に指定するよう答申し、本年9月15日の官報告示により国の重要文化財に指定されました。

現在は府中市教育委員会に寄託されて保管されていますが、保存上の課題があるため、像本体の修復や保存環境の整備について、国や所有者、府中市教育委員会とも連携して検討を進めているところでございます。

次に、3ページを御覧ください。

「登録有形文化財（建造物）の登録について」説明します。

平成29年3月10日に国の文化審議会は、東広島市西条本町にあります、「賀茂鶴酒造本社事務所」ほか18件、「旧石井家住宅主屋」及び「旧石井家住宅土蔵」、「白牡丹酒造延宝蔵南端棟」ほか7件を、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録するよう答申を行い、本年6月28日付けで登録原簿に登録されました。

また、本年7月21日に国の文化審議会は、東広島市西条本町にあります、「小島屋土蔵」、府中市本山町にあります「桑田家住宅主屋」ほか2件を、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録するよう答申を行いました。近く、登録原簿に登録される予定です。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

会長 : ないようでしたら、3の「報告」を終わらせていただきます。
以上で公開の議事が終了しました。

【以下については、非公開で議事を進めたが、平成29年11月10日の広島県教育委員会11月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

会長 : それでは、ここからは非公開で議事を進めます。

2 議題 (1) 広島県重要文化財の指定について

会長 : 2の「議題」の(1)の「広島県重要文化財の指定について」を審議します。今回の案件は、「袈裟襷文銅鐸（黒川遺跡出土）」です。

この案件は、広島県教育委員会教育長から、平成29年2月13日付けで広島県重要文化財の指定について諮問がなされ、同日付けで埋蔵文化財部会に付託したものでございます。

この件について、埋蔵文化財部会から御説明をお願いします。

鈴木（康） : 資料番号1を御覧ください。

埋蔵文化財 : 本件については、平成29年1月30日付けで広島県教育委員会教育長から「黒

- 部会長 川遺跡出土銅鐸」の名称で指定申請がなされ、平成 29 年 6 月 9 日及び 8 月 22 日に埋蔵文化財部会で現地調査及び審議を行いました。
- まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、写真を御覧いただきます。
- 事務局 : 調書(案)を朗読させていただく前に、皆様の前に銅鐸を展示しております。これは、県立歴史博物館で展示しているレプリカです。レプリカとはいえ非常に精巧に再現していますので、御覧いただければと思います。
- (調書案朗読)
(写真映写)
(写真説明)
- 鈴木(康) : (レプリカ説明)
- 埋蔵文化財部会長 事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 : 本銅鐸につきましては、広島県教育委員会所有としております。本銅鐸の発見、譲与、文化財認定等に関する書類が確認できておらず、県教委への譲与時期や経緯等に不明な点がありますが、昭和 54 年から広島県立歴史民俗資料館において、保管・展示しております。これについては、民法第 162 条第 1 項に、「二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」という規定があり、県所有という整理は可能です。
- 一方、本銅鐸の発見当時、旧世羅西町には適切に保管できる施設がなく、また、専門知識を持つ担当者もいなかったことから、県教委で保管することになりましたが、以前から、地元に戻してもらいたいという声が旧世羅西町内からありました。
- このことから、今回の指定に際し、問題が再燃することのないよう、事前に地元の理解を得たいと考え、世羅町教育委員会に調整を依頼し、本銅鐸について強い思いを持っておられる地元の関係者との協議の機会を設けました。
- なお、広島大学の研究紀要に発見者として名前が上がっている方を始め、当時のことを御存知の方の多くは既にお亡くなりになっているため、残る関係者 1 名と協議を行いました。
- 協議の結果、この関係者は、本銅鐸の県指定に向けた動きを大変喜んでくださいました。また、本銅鐸を引き続き県所有として県立歴史民俗資料館で保管・展示することに対しても御理解いただきました。そして、指定に合わせて地元での里帰り展や講演会の実施などを希望する御意見も頂きましたので、これについては、世羅町教育委員会とも協議しながら実現に向けて進めてまいりたいと考えております。
- 以上のことから、指定に際して、県所有について地元から不満等が出る可能性は低く、出たとしても、この関係者に仲立ちをしていただければと考えております。
- 以上でございます。
- 鈴木(康) : もう一点補足説明させていただきます。
- 埋蔵文化財部会長 指定名称については、教育長からの諮問の段階では、「黒川遺跡出土銅鐸」という名称でしたが、部会で審議した結果、「袈裟襴文銅鐸(黒川遺跡出土)」という名称に変更することとしました。
- 国指定重要文化財の指定名称を参考にすると、単体で出土した銅鐸については、「流水文銅鐸」や「横帯文銅鐸」のように、どのような文様を持つ銅鐸であるか分かるように、銅鐸の身を飾る文様の形式に基づく名称を付しているものがほとんどです。一方、大量に出土した銅鐸などを一括指定する場合、個々の銅鐸の文様の形式に基づく名称にはできないため、「〇〇遺跡出土銅鐸」という名称とする事例があります。このことから、本銅鐸は単体で出土したもののなので、どのような文様を持つ銅鐸であるか分かるように「袈裟襴文銅鐸」という名称とし、更に、今後本銅鐸を活用するに当たって出土地も示したほうが良いだろうということで、括弧付きで「黒川遺跡出土」を加えることとし、指定名称は「袈裟襴文銅鐸(黒川遺跡出土)」とすることが妥当だろうと部会で結論付けました。
- 会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成 29 年 8 月

22日に埋蔵文化財部会で慎重に御審議いただき、10月2日付けで、埋蔵文化財部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定に値する旨の報告を頂いております。

- 福本会長職務代理者： それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。銅鐸が大きな石の下にあったということは、例えば、その場所が小型の古墳であるとか、何か特別な場所だったということはないでしょうか。銅鐸を単に隠すためだったのか、あるいは入れ物のようなものに入れてあったのか、お聞きしたいと思います。
- 鈴木（康）埋蔵文化財部会長： 銅鐸は発掘調査で出土した事例や偶然発見された事例もありますが、どのような埋め方をしていたのかという点については、様々な場合があります。大きな岩の下に埋められた銅鐸もありますが、この一つの考え方として、銅鐸を使う祭祀を行わなくなった際、隠すような形で埋めたのではないかという説も提示されています。しかしながら、銅鐸は、全般的にどのような理由で埋められたかについては、明らかになっていません。
- 福本会長職務代理者： 島根県で大量に出土した銅鐸は、何もない場所に埋めたということでしょうか。
- 鈴木（康）埋蔵文化財部会長： そうだと思います。なお、容器に入れられていたのではないかという御指摘について、銅鐸が容器に入った状態で発見されたという事例は全くありませんが、木製の容器に入れられていた可能性があるという指摘されている事例はあります。ただし、銅鐸が本来は木製の容器に入っていたとしても、木は土中で腐ってしまうため、発掘調査で見つかる時には残っていません。
- 藤田委員： 今回の黒川遺跡出土の銅鐸については、発掘調査をしておらず、発見当時の細かい記録が残っていないので、発見時の埋納状況は分かりません。指定について異存はありませんが、疑問点として、銅鐸を鳴らす舌が当たった痕跡と考えられる身の内側の突帯の磨滅があるのに対し、上部の鈕に紐を吊り下げて使用した痕跡が明確でないということが記載されています。そうすると、本銅鐸は実際にどのようにして鳴らしたのかがよく分かりません。本銅鐸が埋められたのは、割れて使えなくなったからということでしょうか。
- 鈴木（康）埋蔵文化財部会長： はっきり分かりません。舌をつり下げの場合は、身の上部にある二つの型持の孔に結んでつり下げのような方法を取ったものもあります。本銅鐸は、型持の孔の摩耗の痕跡がはっきり分からないため、摩耗するほど使い込んでいないという可能性も考えられます。ただ、それに比べると身の内部の突帯がはっきりと磨滅していますので、使用状況が整合的に理解できていません。一般的には、鈕に紐をつけて銅鐸をぶら下げて、型持の孔から舌をつり下げているということが考えられます。
- 福本会長職務代理者： 神社の鈴のように、振って鳴らすのでしょうか。
- 鈴木（康）埋蔵文化財部会長： 一般的には、振って鳴らしたと思います。あるいは、舌に更に紐をぶら下げて、その紐を振って鳴らしたという可能性もあります。ただ、具体的な鳴らし方はよく分かりません。
- 会長： そのほか、御意見、御質問はございませんでしょうか。
(なし)
- 会長： ほかにないようでしたら、「黒川遺跡出土銅鐸を広島県重要文化財に指定することは適当である。ただし、指定名称は袈裟襷文銅鐸（黒川遺跡出土）とする」旨、答申とすることに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長： それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。

【以上、非公開】

【以下については、非公開で議事を進めたが、平成30年3月13日の広島県教育委員会3月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

2 議題 (2) 広島県重要文化財の指定の諮問について

- 会長 : 続いて、「議題」の(2)の「広島県重要文化財の指定の諮問について」、広島県教育委員会から諮問を頂きたいと思えます。
- 文化財課長 : 広島県文化財保護条例第3条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。よろしくお願ひいたします。
(諮問書を会長に手交)
- 会長 : それでは、諮問のありました案件について、趣旨を承知しておきたいと思えます。
事務局から、まず、「広島県重要文化財の指定の諮問」について説明してください。
- 文化財課長 : 資料番号2を御覧ください。
福山市在住の■■■■氏から、広島県重要文化財指定申請書が提出されました。
申請物件は、「短刀 銘(一字不明)(州)国分(寺)住人助国作(嘉)暦二年正月日」です。
この申請について、この審議会におきまして調査・審議していただくことが適当であるかどうか、事務局で検討した内容について御説明いたします。
助国は、本県東部において、現在確認されている中で最も古い、鎌倉時代末期から南北朝時代初期にかけて活躍した刀工の一派です。
本短刀の作者は、銘文や作風などから、鎌倉時代末期に、現在の福山市神辺町下御領国分寺付近を拠点に活躍した、二代目助国であることが確実視されています。
2ページの写真を御覧ください。
この短刀の形状は鎌倉時代末期の短刀の姿をよく表しており、材料の鉄を折り返し鍛錬してできる刀身の模様は二代目助国の作風を顕著に示しています。また、刃文やその周囲の特徴なども含めて、全体として優れた出来映えで美術上・鑑賞上の価値が高く、かつ保存状態も良好です。
また、本短刀は、銘文から鎌倉時代末期、嘉暦2年(1327年)の製作であることが確実です。助国一派の現存する作品が非常に少なく、特に短刀の現存例は本作品以外に確認されていないことから、銘文に製作年の残る本短刀は、助国の研究上においても非常に貴重な資料です。
3ページを御覧ください。
これらの点が評価され、本短刀は、美術刀剣審査・鑑定全国組織である公益財団法人日本美術刀剣保存協会が指定する重要刀剣に指定されています。
現在、県の重要文化財に指定されている刀剣類は9件ありますが、本短刀は、年紀を有するいずれの作品よりも古く、平成8年に県指定となった「助国」銘を有する助国作の太刀とともに、最も古い製作年代に位置付けられます。
最後に、4ページを御覧ください。
以上の検討から、本短刀は、出来映えが優秀であることに加え、製作時期、製作者及び製作地の明確な基準作に位置付けられることから、「広島県有形文化財指定基準」の「2 工芸品」の「(1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの」及び「(2) 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」に該当いたします。
事務局におきましては、この案件を広島県文化財保護審議会に諮問し、指定の可否について調査・審議していただくことが適当であると判断いたしました。
以上でございます。
- 会長 : この案件の趣旨について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 伊藤美術工芸部会長 : 美術工芸部会の委員の中に、刀剣に関する専門家がおりません。
ここで、資料番号7を御覧ください。広島県文化財保護条例の第6条第1項は、「特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる」とし、第2項は、「特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、審議会が推薦した者について、教育委員会が任命する」と

しています。

については、本短刀の調査審議に当たり、特別委員を置いていただきたいと思いをします。

候補者としましては、県教育委員会の指示を受けて刀剣類の鑑定の職務に従事する「銃砲刀剣類登録審査委員」であり、県内、とりわけ備後地域の刀剣に関して高い見識をお持ちである、石岡清秀さんが適任と考えます。

いかがでしょうか。

会長 : ただいま、美術工芸部会から、銃砲刀剣類登録審査委員である石岡清秀さんを、特別委員に任命してほしいとの意見がありました。
このことについて、御意見があれば御発言ください。
(なし)

会長 : ないようでしたら、広島県重要文化財の指定の可否について調査審議することといたします。
調査審議については、美術工芸部会に付託します。
この調査審議のため、銃砲刀剣類登録審査委員である石岡清秀さんを、特別委員に推薦します。
事務局は、特別委員の任命手続をとるとともに、美術工芸部会及び特別委員とともに、調査審議を進めてください。
以上で、2の「議題」の議事が終了しました。

【以上、非公開】

【以下、非公開】

3 報告 (1) 文化財の部会審議状況について

3 報告 (2) 文化財の現地調査について

【以上、非公開】

【以下については、非公開で議事を進めたが、平成29年10月20日に文化審議会から文部科学大臣に対し、重要伝統的建造物群保存地区の選定について答申されたため、公開する。】

3 報告 (3) 文化財の指定等について

会長 : ないようでしたら、次に、(3)の「文化財の指定等について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号5の6ページを御覧ください。
ウの「重要伝統的建造物群保存地区『福山市鞆町重要伝統的建造物群保存地区』の選定について」、御説明します。

福山市鞆町に所在する「福山市鞆町伝統的建造物群保存地区」について、福山市教育委員会教育長は、平成29年8月28日付で「重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出」を文部科学大臣に提出しました。

今週、10月20日に国の文化審議会は、「福山市鞆町伝統的建造物群保存地区」を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定するよう答申を行う予定です。

なお、このことは、答申後の10月20日（金）夕方以降、テレビ・新聞等で発表される予定です。

以上でございます。

会長 : それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

【以上、非公開】

会長 : そのほか全体にわたりまして、何か御意見等がございましたらお願いします。
(なし)

会長 : ないようでしたら、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

- これも委員の皆様方の御協力のたまものであり、大変感謝しております。
それでは、事務局から何かありましたらお願いします。
- 文化財課課長代理 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。
以上で広島県文化財保護審議会の全ての議事を終了いたしました。
閉会に当たり、加藤文化財課長が御挨拶を申し上げます。
- 文化財課長 : 文化財保護審議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。
委員の皆様方には、長時間にわたり、終始御熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。
本日答申いただきました案件につきましては、指定に向けた手続を着実に進めて参ります。
また、諮問いたしました案件並びに継続審議の案件につきましては、関係部会と調整してまいりたいと考えております。
なお、本年12月末をもちまして、今期の委員の皆様方の任期が終了いたします。
本日の会議が今期最後の総会となります。この場をお借りしまして、皆様の本県文化財保護行政への御指導、御助言に対し、心から感謝申し上げます。
今後とも、引き続き、県の文化財保護の発展のために御支援を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方の御健勝をお祈り申し上げます御挨拶とさせていただきます。
本日は大変ありがとうございました。
- 文化財課課長代理 : 以上で広島県文化財保護審議会平成29年度第1回会議を閉会いたします。
ありがとうございました。